

議案第 8 2 号 小松島市印鑑条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、個人番号カード又は移動端末設備（スマートフォン等）の電子証明書機能を利用して、印鑑登録証明書の交付申請及び受取ができるようにするため、所要の改正を行うもの。

小松島市印鑑条例(平成4年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(<u>印鑑登録証明書の申請</u>)</p> <p>第16条 印鑑登録の証明を受けようとする者_____は、 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(<u>印鑑登録証明書の交付申請</u>)</p> <p>第16条 印鑑登録の証明を受けようとする者又はその代理人は、 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を提示して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)</u>に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第18条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証</u>の提示がないとき。</p> <p>(2) <u>印鑑登録証</u>が著しく汚損し、又はき損しているため、登録番号の確認ができないとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>録されたものをいう。)</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。))が記録された電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。))が組み込まれたものをいう。))を利用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第18条 市長は、次の各号の一に該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。</p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定による申請において、印鑑登録証の提示がないとき。</u></p> <p>(2) <u>第16条第1項の規定による申請において、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損しているため、登録番号の確認ができないとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>第16条第2項の規定による申請において、暗証番号が正しく入力されなかったとき又は公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認ができないとき。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p></p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p>
---	---	---